

# 山梨県公報

第二千三百三十五号

平成二十五年

七月四日

木 曜 日

## 目 次

県営土地改良事業の完了……………四五一

## 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………四五二

生活保護法に基づく指定介護機関の指定……………四五二

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出……………四五八

平成二十五年度クリーニング師試験の実施……………四五八

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(九件)……………四五九

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………四六六

土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………四六六

落札者の決定について……………四六七

## 教育委員会

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………四六八

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………四六八

## 告 示

### 山梨県告示第二百三十号

県営土地改良事業(岩手・隼地区県営ため池等整備事業)の工事は平成二十五年三月二十二日をもって完了した。

平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十五年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人防災推進機構

2 代表者の氏名 鈴木 猛康

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市武田四丁目三番十一号

4 定款に記載された目的

この法人は、中央行政機関、地方自治体、災害対策基本法に基づく指定公共機関の他、民間企業、住民を対象として、防災・減災に関わる科学技術の研究、開発、普及・展開に関する事業を行い、防災関連産業の活性化と災害対応活動の円滑化に貢献し、我が国ならびに世界の防災力、減災力の向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年六月二十五日から同年八月二十四日まで

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十五年六月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ハイドロクリーン 21

2 代表者の氏名 浅川 初男

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市大泉町谷戸三千九百五番地

4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人々及び地域社会に対して、地域環境保全、創出における効率と効果の高い、クリーンエネルギーとしての小水力発電の普及に関し、調査・計画及びモデル実施事業を行う。また、小水力発電事業普及のために社会的制約に関する諸課題と、自然条件に関する諸課題の明確化とその解決策の提案を行

い、社会全般に広報、啓発活動を行うことをもって我が国及び世界各国において、循環型グリーンエネルギーである水資源の有効活用を実践することを目的とする。  
三 縦覧期間 平成二十五年六月二十五日から同年八月二十四日まで

● 生活保護法に基づく指定介護機関の指定  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。  
平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社立花	南アルプス市在家塚二千二百三十四番地三十九	介護二十四南アルプス	笛吹市御坂町栗合二百六十九番地一	訪問介護	平成二十四年六月二十六日
合同会社立花	南アルプス市在家塚二千二百三十四番地三十九	介護二十四南アルプス	笛吹市御坂町栗合二百六十九番地一	訪問介護	平成二十四年六月二十六日
有限会社小俣昌彦事務所	大月市大月町花咲百三十八番地	ケアプランやまぼうし	甲府市住吉四丁目二十三番六号	居宅介護支援事業	平成二十四年七月二十日
有限会社小俣昌彦事務所	大月市大月町花咲百三十八番地	デイサービスやまぼうし	甲府市住吉四丁目二十三番六号	通所介護	平成二十四年八月一日
有限会社小俣昌彦事務所	大月市大月町花咲百三十八番地	デイサービスやまぼうし	甲府市住吉四丁目二十三番六号	介護予防通所介護	

株式会社グッドメディカル	甲府市飯田一丁目一番二十二号	内藤薬局飯田店	甲府市飯田一丁目一番二十二号	居宅療養管理指導	平成二十四年九月一日
株式会社やさしい手甲府	甲府市上石田一丁目七番十四号	やさしい手甲府南事業所	甲府市上石井町七百六十番地NK Kビル二階	訪問介護	平成二十四年十月一日
株式会社やさしい手甲府	甲府市上石田一丁目七番十四号	やさしい手甲府南事業所	甲府市上石井町七百六十番地NK Kビル二階	介護予防訪問介護	
つちや歯科医院	南アルプス市小笠原五百十八番地	つちや歯科医院	南アルプス市小笠原五百十八番地	居宅療養管理指導	
つちや歯科医院	南アルプス市小笠原五百十八番地	つちや歯科医院	南アルプス市小笠原五百十八番地	介護予防居宅療養管理指導	
有限会社あいケアサービス	甲府市心経寺町四百七十番地一	あいケアサービス	甲府市心経寺町四百七十番地一	通所介護	
有限会社あいケアサービス	甲府市心経寺町四百七十番地一	あいケアサービス	甲府市心経寺町四百七十番地一	介護予防通所介護	
社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	富士吉田市下吉田七千五百七十五番地	富士吉田市福祉ホール指定居宅介護支援事業所	富士吉田市下吉田千九百番地一	居宅介護支援事業	
株式会社ケアリンク	昭和町紙漣阿原二千六	甲州茶話本舗	笛吹市石和町四日市場	通所介護	平成二十四年十月五日

株式会社あつとほーむ	甲府市住吉四丁目二十番十五号	あつとほーむ 居宅介護支援事業所	甲府市住吉四丁目二十番十五号	居宅介護支援事業	平成二十四年十月十一日
有限会社ベルコーポレーション	中央市若宮四十五番地五	デイサービスセンターゆたんぼ	中央市浅利千三番地七	通所介護	平成二十四年十月十八日
有限会社ヘルコーポレーション	中央市若宮四十五番地五	デイサービスセンターゆたんぼ	中央市浅利千三番地七	介護予防通所介護	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四番十四号	アースサポート 甲府	甲府市湯田二丁目七番十五号	訪問介護	平成二十四年十月二十日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四番十四号	アースサポート 甲府	甲府市湯田二丁目七番十五号	介護予防訪問介護	
株式会社やさしい手甲府	甲府市上石田一丁目七番十四号	やさしい手甲府南事業所	甲府市上今井町七百六十番地NK Kビル二階	居宅介護支援事業	平成二十四年十一月一日
有限会社アルファケア	甲府市南口町二番地七	アルファケア 西甲府介護施設	甲府市富竹一丁目三番十号	短期入所生活介護	
有限会社アルファケア	甲府市南口町二番地七	アルファケア 西甲府介護施設	甲府市富竹一丁目三番十号	介護予防短期入所生活介護	

有限会社やまぶきケア	山梨市大工千四百四十一番地	やまぶきデイサービスセンター	山梨市大工千四百四十一番地	介護予防通所介護	
有限会社ティエス企画	南都留郡富士河口湖町船津千二百四十六番地一	ケアセンター	南都留郡富士河口湖町船津千二百四十六番地一	短期入所生活介護	
有限会社ティエス企画	南都留郡富士河口湖町船津千二百四十六番地一	ケアセンター	南都留郡富士河口湖町船津千二百四十六番地一	介護予防短期入所生活介護	
新日本通産株式会社	甲府市落合町五百六十八番地五	あい双葉	甲斐市岩森千三百九十二番地二	通所介護	平成二十四年十一月九日
新日本通産株式会社	甲府市落合町五百六十八番地五	あい双葉	甲斐市岩森千三百九十二番地二	介護予防通所介護	
新日本通産株式会社	甲府市落合町五百六十八番地五	あい山城	甲府市上今井町五百七十一番地四	通所介護	
新日本通産株式会社	甲府市落合町五百六十八番地五	あい山城	甲府市上今井町五百七十一番地四	介護予防通所介護	
新日本通産株式会社	甲府市落合町五百六十八番地五	ケアステーション	甲府市落合町五百六十八番地五	訪問介護	
新日本通産株式会社	甲府市落合町五百六十八番地五	ケアステーション	甲府市落合町五百六十八番地五	介護予防訪問介護	

新日本通産株 式会社	新日本通産株 式会社	新日本通産株 式会社	新日本通産株 式会社	南アルプス市 社会福祉協議 会	南アルプス市 社会福祉協議 会	新日本通産株 式会社	新日本通産株 式会社	新日本通産株 式会社
甲府市落合 町五百六十 八番地五	甲府市落合 町五百六十 八番地五	甲府市落合 町五百六十 八番地五	甲府市落合 町五百六十 八番地五	南アルプス 市寺部六百 五十九番地	南アルプス 市寺部六百 五十九番地	甲府市落合 町五百六十 八番地五	甲府市落合 町五百六十 八番地五	甲府市落合 町五百六十 八番地五
あい常永	あい常永	あい清里	あい清里	デイサービス しゃきよんの 家下町	デイサービス しゃきよんの 家下町	ケアステーシ ョン新日本	ケアステーシ ョン新日本	ケアステーシ ョン新日本
中巨摩郡昭 画地	中巨摩郡昭 和町河西二 百七十八番 地一常永土 地区画整理 地内二十八 一街区六 画地	北杜市高根 町村山北割 千三百九十 一番地一	北杜市高根 町村山北割 千三百九十 一番地一	南アルプス 市下宮地五 百二十一番 地二	南アルプス 市下宮地五 百二十一番 地二	甲府市落合 町五百六十 八番地五	甲府市落合 町五百六十 八番地五	甲府市落合 町五百六十 八番地五
介護予防通	通所介護	介護予防通 所介護	介護予防通 所介護	介護予防通 所介護	介護予防通 所介護	居宅介護支 援事業	居宅介護支 援事業	問介護

株式会社 な	株式会社きぎ な							
都留市井倉 三百三十三 番地二								
株式会社きぎ な								
都留市丸の 内三丁目二 十九番十一 号								
訪問介護								
平成二十四 年十二月一 日								

社会福祉法人  
深敬園  
南巨摩郡身  
延町身延三  
千六百三十  
七番地  
かじかサポ  
ー  
南巨摩郡身  
延町身延三  
千六百三十  
七番地  
居宅介護支  
援事業

峡南広域行政  
組合  
西八代郡市  
川三郷町岩  
間四百九十  
五番地  
南部町デイサ  
ービスセンタ  
ー  
指定通所介  
護事業所  
南巨摩郡南  
部町中野二  
千八百四十  
七番地  
通所介護

峡南広域行政  
組合  
西八代郡市  
川三郷町岩  
間四百九十  
五番地  
指定短期入所  
生活介護事業  
所  
南巨摩郡南  
部町中野二  
千八百四十  
七番地  
短期入所生  
活介護

峡南広域行政  
組合  
西八代郡市  
川三郷町岩  
間四百九十  
五番地  
指定短期入所  
生活介護事業  
所  
南巨摩郡南  
部町中野二  
千八百四十  
七番地  
介護予防短  
期入所生活  
介護

峡南広域行政  
組合  
西八代郡市  
川三郷町岩  
間四百九十  
五番地  
慈生園訪問介  
護事業所  
南巨摩郡南  
部町中野二  
千八百四十  
七番地  
訪問介護

峡南広域行政  
組合  
西八代郡市  
川三郷町岩  
間四百九十  
五番地  
慈生園訪問介  
護事業所  
南巨摩郡南  
部町中野二  
千八百四十  
七番地  
介護予防防  
訪

峡南広域行政  
組合  
西八代郡市  
川三郷町岩  
間四百九十  
五番地  
慈生園居宅介  
護支援事業所  
南巨摩郡南  
部町中野二  
千八百四十  
七番地  
居宅介護支  
援事業

株式会社赤岡  
綜合薬局  
甲府市北口  
三丁目一番  
二号  
居宅療養管  
理指導

株式会社赤岡  
綜合薬局  
甲府市北口  
三丁目一番  
二号  
介護予防防  
居  
宅療養管理  
指導

株式会社赤岡  
綜合薬局  
甲府市北口  
三丁目一番  
二号  
通所介護

株式会社赤岡  
綜合薬局  
甲府市北口  
三丁目一番  
二号  
介護予防防  
通  
所介護

株式会社赤岡  
綜合薬局  
甲府市北口  
三丁目一番  
二号  
居宅療養管  
理指導

株式会社赤岡  
綜合薬局  
甲府市北口  
三丁目一番  
二号  
介護予防防  
居  
宅療養管理  
指導

社会福祉法人  
壽光会  
山梨市牧丘  
町室伏二千  
四百五十二  
小規模多機能  
ホーム湯苗田  
山梨市牧丘  
町室伏二千  
四百五十二  
小規模多機  
能型居宅介  
護

株式会社アー クメディカル	株式会社アー クメディカル	株式会社アー クメディカル	株式会社アー クメディカル	ケアピス株式 会社	医療法人社団 小羊会	医療法人社団 小羊会	社会福祉法人 壽光会	
五 四十八番地	五 四十八番地	五 四十八番地	五 四十八番地	四番地一	番二十二号	番二十二号	番地	
局甲府西店	局甲府西店	局甲府西店	局甲府西店	所	△飯田	△飯田	△飯田	
十三号	十三号	十三号	十三号	E号室	三番	三番	番地	
指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	
				平成二十五年 一月七日				

社会福祉法人 善隣会	社会福祉法人 善隣会	株式会社テク ノラボ	株式会社テク ノラボ	株式会社アー クメディカル	株式会社アー クメディカル	株式会社アー クメディカル	株式会社アー クメディカル
町二千九百	町二千九百 四十八番地	一丁目二番 十一号	一丁目二番 十一号	五 四十八番地	五 四十八番地	五 四十八番地	五 四十八番地
養尚古園短期	養尚古園短期 入所生活介護 事業所	ケアーズ富竹 訪問看護リハ ピリステーシ ヨン	ケアーズ富竹 訪問看護リハ ピリステーシ ヨン	アーク福祉用 具貸与事業所	アーク福祉用 具貸与事業所	アーク福祉用 具貸与事業所	アーク福祉用 具貸与事業所
一丁目十六	番二 号	一丁目二番 十一号	一丁目二番 十一号	十三号	十三号	十三号	十三号
所介護	所介護	訪問看護	訪問看護	販売	販売	販売	販売
平成二十五年 一月十七 日							

株式会社まるや	富士吉田市 下吉田千四 百十五番地	デイサービス ひまわり	富士吉田市 下吉田二丁 目十番八号	通所介護	平成二十五 年二月一日
医療法人社団 富士厚生会	大月市一丁 目十七番二 十三号	介護老人保健 施設ももくら	大月市七保 町下和田二 千百三十二 番地一	介護予防通 所リハビリ テーション 日	平成二十五 年一月十八
医療法人社団 富士厚生会	大月市一丁 目十七番二 十三号	介護老人保健 施設ももくら	大月市七保 町下和田二 千百三十二 番地一	介護予防短 期入所療養 介護	
合同会社ケア サポートさくら	上野原市上 野原二千七 十一番地二	デイサービス あお葉	上野原市上 野原七千三 百八十番地 二	通所介護	平成二十五 年一月二十 四日
合同会社ケア サポートさくら	上野原市上 野原二千七 十一番地二	デイサービス あお葉	上野原市上 野原七千三 百八十番地 二	介護予防通 所介護	
総合メディカ ル株式会社	福岡県福岡 市中央区天 神二丁目十 四番八号	そうごう薬局 上野原店	上野原市上 野原三千五 百五十三番 地	居宅療養管 理指導	平成二十五 年一月二十 八日
総合メディカ ル株式会社	福岡県福岡 市中央区天 神二丁目十 四番八号	そうごう薬局 上野原店	上野原市上 野原三千五 百五十三番 地	介護予防居 宅療養管理 指導	

株式会社まるや	富士吉田市 下吉田千四 百十五番地	デイサービス ひまわり	富士吉田市 下吉田二丁 目十番八号	介護予防通 所介護	
新日本通産株 式会社	甲府市落合 町五百六十 八番地五	あい下今井	甲斐市下今 井二千六百 八十九番地 三	通所介護	平成二十五 年二月十日
新日本通産株 式会社	甲府市落合 町五百六十 八番地五	ケアステーシ ョン北杜	北杜市高根 町村山北割 千三百八十 六番地一	居宅介護支 援事業	
新日本通産株 式会社	甲府市落合 町五百六十 八番地五	あい清里別館	北杜市高根 町村山北割 千三百八十 六番地一	通所介護	
新日本通産株 式会社	甲府市落合 町五百六十 八番地五	あい清里別館	北杜市高根 町村山北割 千三百八十 六番地一	介護予防通 所介護	
特定非営利活 動法人八ヒネ ス二十一	東京都あき る野市小川 東二丁目七 番十五号	居宅介護支援 事業所はびね す河口湖	南都留郡富 士河口湖町 船津六千八 百九番地一	居宅介護支 援事業	平成二十五 年三月一日
株式会社赤岡 綜合薬局	甲府市北口 三丁目一番	株式会社赤岡 綜合薬局小瀬	甲府市小瀬 町二十八番	居宅療養管 理指導	

株式会社赤岡 総合薬局	甲府市北口 三丁目一番 二番地	株式会社赤岡 総合薬局小瀬 店	甲府市小瀬 町二十八番 地一	介護予防居 宅療養管理 指導	平成二十五 年三月四日
株式会社おら んとうの郷	甲府市酒折 二丁目一番 六号	甲州茶話本舗 デイサービス 昭和	中巨摩郡昭 和町築地新 居六百七十 二番地一	通所介護	平成二十五 年三月四日
株式会社J S P	都留市鹿留 二千百九十 三番地	甲州茶話本舗 デイサービス やよい亭	都留市小形 山二千七百 二番地	通所介護	平成二十五 年三月六日
株式会社アス モ介護サービ ス	大阪府大阪 市住之江区 北加賀屋五 丁目七番三 十号	アスモ介護サ ービス国母	甲府市国母 八丁目五番 十一号宿沢 ビル百二号 室	訪問介護	
株式会社アス モ介護サービ ス	大阪府大阪 市住之江区 北加賀屋五 丁目七番三 十号	アスモ介護サ ービス国母	甲府市国母 八丁目五番 十一号宿沢 ビル百二号 室	介護予防訪 問介護	
株式会社赤岡 総合薬局	山梨市上神 内川千二百 九十五番地 四	株式会社赤岡 総合薬局加納 岩店	山梨市上神 内川千二百 九十五番地 四	居宅療養管 理指導	
株式会社赤岡 総合薬局	山梨市上神 内川千二百 九十五番地 四	株式会社赤岡 総合薬局加納 岩店	山梨市上神 内川千二百 九十五番地 四	介護予防居 宅療養管理 指導	

新日本通産株 式会社	甲府市落合 町五百六十 八番地五	あい山梨市	山梨市下井 尻八百九十 四番地	通所介護	平成二十五 年三月十二 日
新日本通産株 式会社	甲府市落合 町五百六十 八番地五	あい山梨市	山梨市下井 尻八百九十 四番地	介護予防通 所介護	

● 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指  
定した次の介護機関から、事業を廃止した旨の届出があった。  
平成二十五年七月四日

事業者の名称	主たる事務所の所 在地	事業所の名称	事業所の所在地
社会福祉法人善隣 会	甲府市和田町二千 九百四十八番地六	尚古園中央デイサー ビスセンター	甲府市中央一丁目十 六番二号

● 平成二十五年度クリーニング師試験の実施  
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリ  
ーニング師の試験を次のとおり実施する。  
平成二十五年七月四日

- 一 試験日時 山梨県知事 横 内 正 明  
平成二十五年十月十六日（水）午前九時三十分
- 二 試験場所
- 三 受験資格 甲府市朝氣一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）  
クリーニング業法第七条第三項に規定する者
- 四 受験手続
- 1 提出書類

受験願書

履歴書

- (一) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し又は地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し）
- (二) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十二・七センチメートル、横八・九センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

3 受験願書受付期間

平成二十五年八月十九日（月）から同月三十日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同日までの消印のあるものを有効とする。

4 受験願書等の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

五 試験科目

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識
- (二) 公衆衛生に関する知識
- (三) 洗たく物の処理に関する知識

2 実施試験

洗たく物の処理に関する技能

六 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの各保健福祉事務所（保健所）又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四八八）に問い合わせること。

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定

により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町上黒駒字戸倉山六七七五の一	萩原幾雄、雨宮てる子、三枝一久、古屋忠則、村松剛
笛吹市御坂町上黒駒字戸倉山六七七五の二	萩原友作、雨宮てる子、三枝一久、古屋忠則、村松剛
笛吹市御坂町上黒駒字大相沢六二六四	雨宮てる子、三枝一久、古屋忠則、村松剛
笛吹市御坂町上黒駒字嵐河原六六〇四の一	三森俊昭
笛吹市御坂町上黒駒字達沢山六七七一の一、六七七一の二	小沢泰作
笛吹市御坂町上黒駒字戸倉山六七七三	田中吉一
笛吹市御坂町尾山字小枋山一四六九の一、一四六九の七	赤尾政治郎、赤尾安男、赤尾良平、岩田幸太郎、岩田清三郎、小沢金平、小沢邦平、小沢佐伸、小沢民平、小沢常吉、小沢なか、小沢夏太郎、小沢肇、小沢泰二郎、小沢義栄、加藤憲三、加藤庫吉、加藤武、体性寺、川井亀吉、川井常治、川井英子、川井副資、川井又助、川口竹治郎、川口広光、川口幸治郎、川口喜太、小島小重郎、小島周吉、小島眞治郎、小島仲吉、小島政市、小林慶之助、志村平、志

笛吹市御坂町上黒駒字山ヶ洞日向六二五九の五	村往重、志村要右卫門、志村清造、志村作太郎、志村好之、鈴木織平、鈴木清作、鈴木軍平、鈴木治三郎、鈴木仙平、鈴木千代吉、鈴木恒口八、鈴木藤作、鈴木正義、鈴木美甫、正寿院、田中宇助、田中金重、田中菊治郎、田中喜太郎、田中金四郎、田中広告、田中五郎作、田中庄造、田中庄平、田中信太郎、田中節義、田中武受、田中傳作、田中直太郎、田中生吉、田中久吉、田中房吉、田中平、田中孫市、中田岩太郎、野沢定義、野沢満夫、保崎喜太郎、保崎加市郎、保崎敏磨、保崎信雄、保崎茂作、前島傳、横尾助、横尾大吉、横田斧平、横田岫次郎、横田宗重、横田幸作、古屋兼助、小沢泰作
-----------------------	--

- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百六十八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年七月四日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
大月市七保町葛野字正原一四二二（次の図に示す部分に限る。）	奥秋武夫
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七七	佐藤弘幸
大月市笹子町吉久保字船橋乙一一九	酒井良幸
大月市笹子町黒野田字米沢四二七の二	天野忠左卫門
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の内四	平井文夫

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大月市（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百七十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を忍野村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡忍野村内野字砂須三七二一	三浦常右卫門
南都留郡忍野村内野字八重合羽四〇二四	天野 蘂吉
南都留郡忍野村内野字平ノ坂三九八五乙	渡辺七郎兵工

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百七十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
大月市初狩町中初狩字山久保二七四〇、二七四四から二七四七まで	山本正雄
大月市笹子町白野字東峯一〇七の二	村社子神社
大月市笹子町黒野田字庭洞一一一五	平井求
大月市笹子町白野字東峯一〇六の二	寶林寺

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百七十三号

大月市笹子町白野字白野川向一四六

天野武正

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十二条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明  
 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七四（次の図に示す部分に限る。）	近藤優兄
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七六の二（次の図に示す部分に限る。）	佐藤弘幸
大月市初狩町下初狩字寒場沢三九〇〇の四一	佐藤治子
大月市笹子町吉久保字梅久保九一五の二、九一六の三、九一六の四、九一六の内一、笹子町白野字矢下一〇八七の二、一一一一の二	三枝 伶
大月市笹子町白野字コザス一一三八	小林文夫
大月市笹子町吉久保字前沢八三七の二	小林良平
大月市笹子町白野字矢下一〇八八	天野宇太郎
大月市笹子町黒野田字池ノ元一一五二の二、一一五四の二	天野健次郎
大月市笹子町白野字コザス一一三七の三	天野正隆
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の二二	天野忍

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百七十四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十二条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町上黒駒字小棚六七九四（次の図に示す部分に限る。）	坂本正幸、鈴木文利、堀内財吉、堀内壽彌、堀内正隆、堀内泰重
笛吹市八代町米倉字大谷沢二四九二	雨宮一平、雨宮健治、雨宮知親、雨宮督治、宇佐美佐市、宇佐美高藏、大久保喜義、大久保恵七、木曾和作、橋田喜

笛吹市一宮町石字蔵沢二二三四	橋田ゆう	男、橋田棟藏、小林愛治、小林敵夫、小林金作、小林善次、清水積善、須田九八、武川千之甫、土屋房治郎、角田儀六、根津常吉、根津寅彦、早川岸三郎、原品篤雄、原品林平、福田勇治、福田乙治郎、藤田重正、藤田義一、松野一郎、松山番作、水野登女吉、武川康藏、山本三藏、横瀬兵甫、横瀬峰保、横瀬安吉、横瀬良一、米倉翁、渡辺敬治、渡辺定一、米倉正信
笛吹市一宮町石字城平二二七七	古屋与兵衛	
笛吹市御坂町藤野木字ヲ子バ一八九六の一（次の図に示す部分に限る。）	小沢網雄	
笛吹市御坂町大野寺字平沢山二〇六一	小林由貞	
笛吹市御坂町藤野木字榛ノ木山一八九九の六・一八九九の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	長沼重右エ門	
笛吹市一宮町石字蔵沢二二二八	風間眞	

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百七十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を忍野村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡忍野村内野字鞍掛二八八二	羽田佐次右工門
南都留郡忍野村内野字中尾四四〇五の内一、四四〇五の内二	後藤市枝、後藤護、後藤貞治、後藤種美、後藤保、後藤光好、後藤幸昭、後藤萬策、小林亨、桜井駒雄、桜井光利、中村清佐、前田友一、三浦七重、宮下久八、米山泉、米山高明、米山久治、米山豊、渡辺新作、渡辺春枝

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (一) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
  - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百七十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十二条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年七月四日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五六九八	雨宮秋太朗
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二四	岩間豊蔵、斉藤種吉、上田浅右工門、上野善勝、雨宮時行、雨宮多平治、雨宮信富、上田宇一郎、上野三五郎、上野壽明、荻野好之助、北浦和吉、北浦又兵衛、倉田善助、小林重左衛門、小林伴右工門、斉藤忠兵衛、杉山伊助、平井勝太郎、平井保利、平井領造、平岡弥助、雨宮茂市、雨宮兵甫、雨宮喜雄、岩間佐甫、上田藤吉、上田良知、上田喜

笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五六九七の二、五六九九、五七〇三	之助、上野よしの、荻原治三良、荻野莊平、荻野延平、荻野利作、倉田亀吉、斉藤伊作、斉藤陸吉、瀬戸喜一、瀬戸蝶重郎、平井君太朗、平井平三郎、平井義學、平井嘉平治、平岡國五郎、北浦治策、飯田高頭、御崎大善、平岡弥兵卫、雨宮艶蔵、志村周作、平井左衛門、松本海善
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二二	堀内英樹、堀内博典

笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二〇	石原興太郎、石原正重
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二三	梶原茂十郎
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二五の一	岩間豊蔵、斉藤種吉、上田浅右工門、雨宮茂市、雨宮兵衛、雨宮喜雄、岩間佐甫、上田藤吉、上田良知、上田喜之助、上野よしの、荻野治三良、荻野莊平、荻野延平、荻野利作、倉田亀吉、斉藤伊作、斉藤陸吉、瀬戸喜一、瀬戸蝶重郎、平井君太郎、平井平三郎、平井義學、平井嘉平治、平岡國五郎、北浦治策、雨宮艶蔵、志村周作、平井平左衛門、松本海善、雨宮福平、北浦作右工門、倉田湊一郎
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二五の二、五七二五の三	岩間豊蔵、斉藤種吉、上田浅右工門
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五六九八の二	石原正重
笛吹市御坂町尾山字夫狗沢一三三〇の三	塚越豊野

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百七十七号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町尾山字小枋山一四六六の一	田中宇助
笛吹市御坂町藤野木字下向山一九三三	梶原京丸、加藤幸與、長沼昇、中野久作、古屋友一、長沼郁雄、梶原彦右工門、加藤準次、加藤信、加藤福平、加藤本五郎、弦間新作、小池岩四郎、小池儀八、小池今朝吉、小池源次郎、小池良平、長沼運平、長沼兼次郎、加藤宗與、長沼新吉、天野みは
笛吹市御坂町藤野木字笠取山一八九三の一	梶原美啓、小池安平、長沼作太郎、長沼盛太郎、長沼傳吉、中野久次郎、和田セイ、古屋友市、梶原彦右工門、加藤準次、加藤信、加藤福平、加藤本五郎、弦間新作、小池岩四郎、小池儀八、小池今朝吉、小池源次郎、小池良平、長沼運平、長沼兼次郎、加藤宗

笛吹市一宮町東新居字山岸一九一六の一	與、長沼新吉、天野みは (有) かいじ開発
--------------------	--------------------------

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の告示

平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百八十号

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により山中湖村から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年八月四日まで縦覧に供する。

平成二十五年七月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 名称 オギノ山中湖店
- 2 所在地 山梨県南都留郡山中湖村山中字北畠八百六十五番五外

二 届出の内容及び公告日

- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成二十五年二月十八日

三 意見の概要

交通状況に応じて適切な渋滞対策を講ずること。

● 土地改良区役員  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、本途堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成二十五年七月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	山本 繁光	甲斐市下今井三三八七	平成二十五年四月二十日
同	山田 武士	志田四四〇	同
同	柳本 映	宇津谷五一八二	同
同	輿石 悟	下今井一六九九	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	桜田 英樹	甲斐市下今井一八〇八	平成二十五年四月二十一日
同	山田 秀人	志田二三三八	同
同	柳本 利徳	宇津谷五一五五	同
同	輿石 輝行	下今井一八三一	同

● 土地改良区役員  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十五年七月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 退任

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
同	樋口 勝征	同 玉川三四一	同
同	鶴田 重雄	同 篠原九七二	同
監事	長谷部和義	同 竜王一九四三	同
同	小宮山千代三	同 竜王新町一九六	同
同	坂本 一之	同 富竹新田四五五	同
同	清水富貴雄	同 万才五〇四	同
同	志村 康茂	同 西八幡三五四六	同
同	清水喜代栄	同 万才二九三二	同
同	齋藤 元則	同 竜王一五六〇	同
同	小宮山長庚	同 西八幡一一〇四	同
同	植松 忠久	同 玉川二三八	同
同	保坂 恒光	同 富竹新田一〇六一	同
同	島田 利彦	同 篠原一七五一	同
同	飯沼堅太郎	同 吉沢七六四	同
同	野田 武	同 万才二〇九二	同
理事	齋藤 弥	同 甲斐市竜王三二〇五	平成二十五年四月二十九日
役職名	氏名	住所	退任年月日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
樋口 勝征	鶴田 重雄	長谷部和義	佐野 孝志	小池 清博	小宮山千代三	坂本 一之	清水富貴雄	志村 康茂	清水喜代栄	植松 忠久	保坂 恒光	島田 利彦	飯沼堅太郎	小宮山長庚	野田 武	甲斐市万才二〇九二	野田 武
同 玉川三四一	同 篠原九七二	同 竜王一九四三	同 竜王二七二五二	同 竜王一八七五一	同 竜王新町一九六	同 富竹新田四五五	同 万才五〇四	同 西八幡三五四六	同 万才二九三二	同 玉川二三八	同 富竹新田一〇六一	同 篠原一七五一	同 吉沢七六四	同 西八幡一一〇四	同 甲斐市万才二〇九二	同 甲斐市万才二〇九二	平成二十五年四月三十日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

平成二十五年七月四日

山梨県知事 横内正明

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量  
情報管理システム機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成二十五年六月十二日
- 四 落札者の氏名及び住所  
富士通株式会社山梨支店 山梨県甲府市丸の内一丁目十七番十号
- 五 落札金額  
四千九十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成二十五年五月二日

### 教育委員会

#### 山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年七月四日

山梨県教育委員会

委員長 高野 孫左卫門

#### 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立桂高等学校の項及び山梨県立谷村工業高等学校の項を次のように改める。

山梨県立 谷村工業高等学校	山梨県都留市上谷 五丁目七番一号	全日制	本科	三年	機械工学科、 電子工学科
------------------	---------------------	-----	----	----	-----------------

校	山梨県立 桂高等学校	山梨県都留市四日 市場九〇九番地	全日制 (単位制)	本科	三年 以上	夜間制	普通科	制御工学科、 環境工学科
別表山梨県立桂高等学校の項の次に次のように加える。	山梨県立 都留興譲館高等 学校	山梨県都留市上谷 五丁目七番一号	全日制	本科	三年		普通科、 電子 工学科、 制御 工学科、 環境 工学科、 英語 理数科	

#### 附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

#### 山梨県教育委員会訓令甲第一号

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年七月四日

山梨県教育委員会

委員長 高野 孫左卫門

#### 山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一24の項及び25の項を次のように改める。

24	県立谷村工業高等学校	谷工高
----	------------	-----

庁中一般  
県立学校

25 県立桂高等学校

桂高

別表第一中39の項を40の項とし、26の項から38の項までを一項ずつ繰り下げ、25の項の次に次のように加える。

26 県立都留興譲館高等学校

都興高

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番